



第19回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年10月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木
グランドコンファレンスセンターRoom I

議案

第1号議案

監査等委員でない取締役2名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名
選任の件

INTLOOP株式会社

証券コード：9556

株主の皆様へ

前期に続き売上高・各利益ともに過去最高を更新し、11期連続の増収を継続、前期比47億円増の178億円、最終利益も前期比2億円増の7億円となりました。

INTLOOP株式会社は、昨年の2022年7月8日に東京証券取引所グロース市場に上場しました。

当社は、「in the loop / 成長のループ」の実現を目指し、本質的視点での伴走を通じて、さまざまな経営課題の解決や企業変革を支援するとともに、自社の事業運営ノウハウを提供価値に還元する「事業創造型コンサルティングファーム」であります。

当期は、業績が伸長したことのほか、「前期より約6割増加した社員」と「3万人を超えるコンサルティング及びテクノロジーソリューションに強みを持つフリーランス」との共同稼働となるハイブリッド支援システムの構築を推進し、今後の案件拡大や稼働率向上に向けた体制整備を行いました。

また、当期の第2四半期に策定した中期成長戦略では、売上高1,000億円の早期実現の目標を掲げ「オーガニック成長戦略」「アライアンス・M&A戦略」「プラットフォーム戦略」の3戦略を策定しました。

特に「アライアンス・M&A戦略」では、当社初のM&Aとして、ITインフラやSI事業を得意とするデイクスホールディングス社を子会社化しました。

これにより、社員数は約500人増加し、当社の得意な上流領域に同社の下流領域を加えることで、戦略的なケイパビリティが形成されると見込んでおります。

直近では、「AIを活用した新たなソフトウェア開発モデルの構築」を目的とし、シンプレクス社を含む三社間資本業務提携を締結しております。

株主、投資家の皆様には、今後のINTLOOPにご期待頂き、長期にわたるご支援を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年10月5日
INTLOOP株式会社
代表取締役 林 博文



証券コード9556
2023年10月11日
(電子提供措置開始日 2023年10月 5日)

株主各位

東京都港区赤坂2丁目9番11号
I N T L O O P 株式会社
代表取締役 林 博文

第19回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第19回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.intloop.com/ir>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスして頂き、銘柄名（INTLOOP）または証券コード（9556）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、株主総会招集通知/株主総会資料ページに掲載されている情報を閲覧下さいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使する事が出来ますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年10月25日（水曜日）午後7時までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年10月26日（木曜日） 午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom 1
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第19期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約の為、本招集ご通知をご持参下さいようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承頂きますようお願い申し上げます。
- ◎ 本総会では、警察官の臨場要請を行っております。

事前質問受付について

本定時株主総会では、事前に当社に対する株皆様のご質問やご意見を頂戴し、ご回答を予定しております。詳細は、以下をご確認ください。

- ・ご質問やご意見のご連絡方法：e-mail
e-mail: ir@intloop.com
- ・事前質問の受付期限 **2023年10月22日（日曜日）**
- ・頂戴したご質問やご意見は、可能な範囲で回答する所存ですが、全てにお答えできない場合も想定されます。予めご了承の程、何卒よろしくお願い致します。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年10月26日（木曜日） 午前10時

■ 株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年10月25日（水曜日） 午後7時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2023年10月25日（水曜日） 午後7時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる 議決権行使のご案内

議決権
行使期限

2023年10月25日（水曜日）
午後7時まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

① ご注意事項

- ※ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。
- ※ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

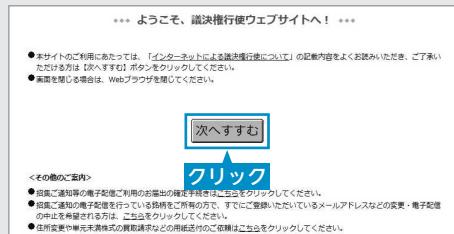
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 受付時間：9：00～21：00

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

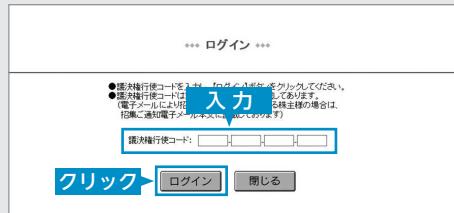
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



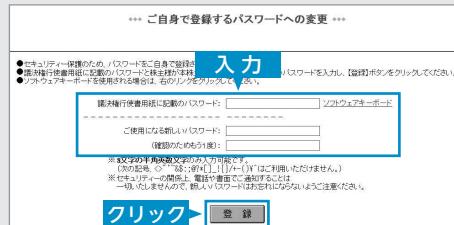
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件

監査等委員でない取締役（以下、本議案において「取締役」）2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次の通りです。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への 出席状況	取締役 在任年数
1	再任 <small>ハヤシ</small> 林 <small>ヒロ フミ</small> 博文	男性 代表取締役	18回／18回 (100%)	18年
2	再任 <small>ウチ ノ</small> 内野 <small>チカラ</small> 権	男性 取締役 管理本部長	18回／18回 (100%)	4年



候補者 1 ^{ハヤシ} 林 ^{ヒロ フミ} 博文 (1972年7月11日生)
番号

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月 アンダーセンコンサルティング(株) (現アクセンチュア(株)) 入社
2000年 3月 カタログシティジャパン(株)入社
2001年 2月 アクセンチュア(株)入社
2005年 2月 当社設立、代表取締役 (現任)
2005年 7月 IT BPO(株) (現株)モンスターラボ) 設立、取締役
2018年11月 KSM(株)設立、代表取締役 (現任)

監査等委員でない取締役候補者とした理由

長年にわたるIT分野及びコンサルティング分野における組織運営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。また、当社創業以来代表取締役として経営を担っております。これらの豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待される為、取締役候補者となりました。

**取締役会への出席状況
(2023年度)**

18回 / 18回 (100%)

取締役在任年数

18年 (本株主総会最終時)
所有する当社株式の数
3,371,600株



候補者 2 ^{ウチ ノ} 内野 ^{チカラ} 権 (1972年6月1日生)
番号

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月 アンダーセンコンサルティング(株) (現アクセンチュア(株)) 入社
2004年 7月 (株)アミューズキャピタル入社
2005年 3月 (株)フィールプラス (現株)マーベラス)、取締役
2005年 6月 (株)キャビア (現株)マーベラス)、取締役
2006年 4月 (株)キャビア (現株)マーベラス)、代表取締役
2006年 4月 (株)AQインタラクティブ (現株)マーベラス)、執行役員
2011年 8月 アクセンチュア(株)入社、パートナー
2017年 3月 当社入社、管理本部長
2019年 1月 当社取締役管理本部長 (現任)

監査等委員でない取締役候補者とした理由

長年にわたる様々な分野における組織運営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。これらの豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待される為、取締役候補者となりました。

**取締役会への出席状況
(2023年度)**

18回 / 18回 (100%)

取締役在任年数

4年 (本株主総会最終時)
所有する当社株式の数
3,750株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する事になる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補する事としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれる事となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 代表取締役林博文の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるKSM株式会社が所有する株式数を含んでおります。
4. 代表取締役林博文は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は次の通りです。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への 出席状況	取締役 在任年数
1	再任 川端 章夫 <small>カワ バタ アキ オ</small>	男性 取締役（監査等委員）	18回／18回 (100%)	2年
2	再任 小山 史夫 <small>コ ヤマ フミ オ</small>	男性 取締役（監査等委員）	18回／18回 (100%)	4年
3	再任 下稲葉 耕治 <small>シモ イナ バ コウ ジ</small>	男性 取締役（監査等委員）	18回／18回 (100%)	2年



候補者
番号 **1** ^{カワ バタ} ^{アキ オ} **川端 章夫** (1945年3月27日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1967年4月 東京芝浦電気(株) (現株東芝) 入社
- 1999年9月 (株)ドットインターナショナル設立、代表取締役社長 (現任)
- 2002年3月 SMICジャパン(株)顧問
- 2009年4月 ザインエレクトロニクス(株)常勤監査役
- 2016年5月 一般社団法人日本電子デバイス産業協会 監事 (現任)
- 2016年9月 当社監査役
- 2021年10月 当社取締役 (監査等委員) (現任)

**取締役会への出席状況
(2023年度)**

18回 / 18回 (100%)

**監査等委員会への出席状況
(2023年度)**

13回 / 13回 (100%)

**監査等委員である社外取締
役在任年数**

2年 (本株主総会最終時)
所有する当社株式の数
2,000株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

事業会社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業経営に関する留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言を行っています。そのため同氏には、客観的かつ中立の立場での助言・提言を期待して選任しております。



候補者
番号 **2** ^{コ ヤマ} ^{フミ オ} **小山 史夫** (1951年10月2日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年4月 アーサーアンダーセン公認会計士事務所 (現アクセンチュア(株)) 入所
- 2004年7月 (株)トード・エス・ポッシブル・ジャパン設立、代表取締役
- 2006年3月 慶應義塾大学大学院商学研究科大学特別招聘教授
- 2017年4月 (株)トード・エス・ポッシブル・ジャパン相談役 (現任)
- 2019年1月 当社取締役
- 2021年10月 当社取締役 (監査等委員) (現任)

**取締役会への出席状況
(2023年度)**

18回 / 18回 (100%)

**監査等委員会への出席状況
(2023年度)**

13回 / 13回 (100%)

社外取締役在任年数

4年 (本株主総会最終時)

**監査等委員である社外取締
役在任年数**

2年 (本株主総会最終時)
所有する当社株式の数
1,400株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

コンサルティング会社での決算早期化等のガバナンス改革やグローバル戦略立案等に関わる豊富な経験と幅広い見識に基づき、税務上の留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言を行っています。そのため同氏には、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことを期待して選任しております。



候補者
番号

3

シモ イナ バ コウ ジ

下稲葉 耕治 (1954年1月13日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行
 2007年6月 (株)日本総合研究所執行役員
 2015年6月 同社専務執行役員(企画・管理担当)
 2018年11月 (株)CFBジャパン取締役(現任)
 2020年8月 日本郵政(株)「郵便局ネットワークの強化」を実現するための検討会(現「郵便局ネットワークバリューアップ戦略検討委員会」)委員(現任)
 2020年10月 当社監査役
 2021年10月 当社取締役(監査等委員)(現任)
 2021年10月 学校法人高野山学園理事(現任)
 2022年4月 宗教法人高野山真言宗財務委員(現任)
 2023年3月 (株)ウィルズ社外監査役(現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

IT業界や法務及び会計分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、税務上の留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言を行っています。そのため同氏には、客観的かつ中立の立場での助言・提言を期待して選任しております。

取締役会への出席状況
(2023年度)

18回 / 18回 (100%)

監査等委員会への出席状況
(2023年度)

13回 / 13回 (100%)

監査等委員である社外取締役
在任年数

2年(本株主総会結終時)
 所有する当社株式の数
 400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川端章夫氏、小山史夫氏、下稲葉耕治氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、川端章夫氏、小山史夫氏、下稲葉耕治氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、川端章夫氏、小山史夫氏、下稲葉耕治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役会の構成 (本総会において各候補者が選任された場合)

						
氏名		林博文	内野権	川端章夫	小山史夫	下稲葉耕治
属性	独立社外取締役			●	●	●
	企業経営	●	●	●	●	●
スキル	営業・マーケティング	●			●	
	コンサルティング	●	●	●	●	●
	海外事業・グローバル	●		●	●	
	財務/会計	●	●		●	●
	法務・コンプライアンス		●	●		●
	人事労務・人材開発・HR		●			●
	IT・DX	●	●	●	●	●

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く事になる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

なお、候補者につきましては、過半数を社外委員で構成する監査等委員会の審議を経た上で取締役会にて決定しております。

また、この選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消す事が出来るものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況	取締役在任年数
スミ ヨシ エ リ コ 住吉恵理子	女性 総務財務部長	—	—

スミ ヨシ エ リ コ
住吉恵理子 (1978年6月17日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月 キャプラン(株)入社 (シーアイ繊維サービス(株)配属)
 2002年4月 シーアイ繊維サービス(株)入社
 2006年11月 当社入社
 2014年4月 当社総務財務部長 (現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

長年にわたる経理財務部門での経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社入社後は、管理体制の整備やコンプライアンスの強化に尽力して参りました。

これらの経験から、実効性の高い監査が出来るかと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者と致しました。

所有する当社株式の数 1,500株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 住吉恵理子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結する予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する事になる損害及び費用を当該保険契約により填補する事としております。住吉恵理子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれる事となります。

以上

事業報告

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大も次第に落ち着きを見せ、行動規制や入国規制の緩和により、個人消費や設備投資は緩やかに持ち直しの動きがみられました。一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による物価上昇、エネルギーや原材料の価格高騰、欧米におけるインフレ加速に伴う政策金利の引き上げ等により、依然として景気は不透明な状況が続いております。

この様な状況の中、当社は需要の高いIT人材市場に向け、登録者数3万3千人（2023年7月末時点）となる高度なフリーランスを活かした営業活動により、堅調に業績を推移させる事が出来ました。

また、今期はハイブリッド提案の要となる社員の採用が大きく進捗しました。これにより、長期的に業績に貢献できる優秀な人材も多数獲得でき、より強固な体制となりました。

上記の結果、当事業年度における当社の業績は、売上高17,823,203千円（前年同期比35.8%増）、営業利益1,105,574千円（前年同期比39.4%増）、経常利益1,107,309千円（前年同期比43.4%増）、当期純利益794,510千円（前年同期比53.6%増）となりました。

なお、当社はプロフェッショナル人材ソリューション&コンサルティング事業の単一セグメントである為、セグメント別の記載を省略しております。

当期 (2023年7月期) 決算ポイント

- コンサルティング及びITエンジニアの稼働が増加したことにより、売上高は前期比35.8%増と伸長し、過去最高の178億円を計上することが出来ました
- 当期純利益は、前期比で53.6%増加し、同様に過去最高の7億円を計上
- 主な資金使途を広告宣伝費及び採用費とした前期の上場資金の調達に、大幅増益した今期の当期純利益が加算された結果、純資産は38億円となり、経営の安全性指標が大幅に向上し、事業運営の基盤を構築する事が出来ました

単位：千円

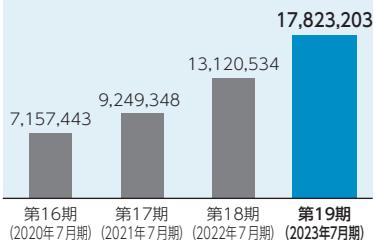
	2022年7月期 実績	2023年7月期 実績	前期比 (金額)	前期比 (増減率)	
売上高	13,120,534	17,823,203	4,702,668	35.8	
経常利益	772,308	1,107,309	335,001	43.4	
当期純利益	517,339	794,510	277,170	53.6	
総資産	5,982,073	6,620,288	638,215	10.7	
純資産	3,066,807	3,867,942	801,134	26.1	

業績ハイライト

- 売上・利益ともに過去最高を更新し、11期連続の増収を達成
- 社員数、フリーランス登録数・稼働数も堅調に推移

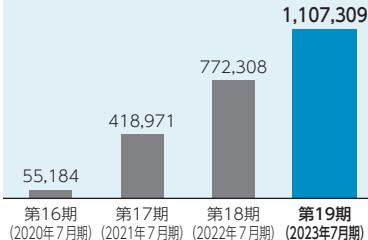
売上高 (千円)

前期比 +4,702,668千円 +35.8% 



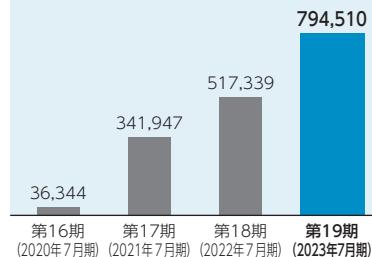
経常利益 (千円)

前期比 +335,001千円 +43.4% 



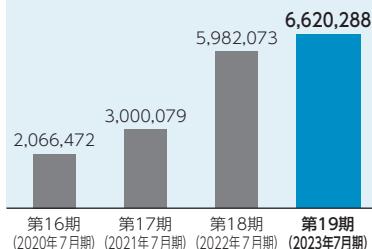
当期純利益 (千円)

前期比 +277,170千円 +53.6% 



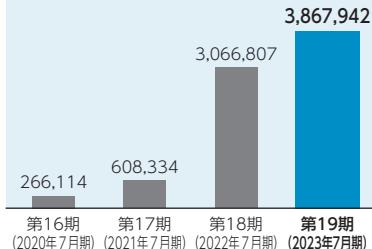
総資産 (千円)

前期比 +638,215千円 +10.7% 



純資産 (千円)

前期比 +801,134千円 +26.1% 



(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は3,776千円であり、その主なものは、広告宣伝のための設備購入等であります。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は、プロフェッショナル人材ソリューション&コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第16期	第17期	第18期	第19期
		2020年7月期	2021年7月期	2022年7月期	(当事業年度) 2023年7月期
売 上 高 (千円)		7,157,443	9,249,348	13,120,534	17,823,203
経 常 利 益 (千円)		55,184	418,971	772,308	1,107,309
当 期 純 利 益 (千円)		36,344	341,947	517,339	794,510
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		9.09	85.49	128.02	172.25
総 資 産 (千円)		2,066,472	3,000,079	5,982,073	6,620,288
純 資 産 (千円)		266,114	608,334	3,066,807	3,867,942
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)		66.53	152.02	666.64	836.38

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2020年12月22日付で普通株式1株につき2,000株、2022年5月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 対処すべき課題

当社は、安定した堅実な成長をする為に、環境の変化に敏感に対応しながら以下の経営課題に取り組んで参ります。

① 優秀な人材の採用と育成

当社のコンサルティングサービスは知識集約ビジネスであり、コンサルタントのサービスレベルが成長の鍵となります。当社は、業界やサービス領域に特化せず、顧客のニーズに応えた実現性のあるサービスの提供が出来る点を特徴と考えております。一方で、コンサルティング業界においては優秀な人材の争奪が激化しております。当社は、既存のコンサルティングサービスのみならず、デジタルトランスフォーメーション（DX）の支援とともに、人材ソリューション、教育事業、メディア事業などの新規事業を積極的に行う事業会社としての魅力を伝える事により、新卒採用も含めた積極的な採用を継続的に進めて参ります。

② 登録プロフェッショナル人材の確保

当社のプロフェッショナル人材ソリューションサービスの事業拡大においては、プロフェッショナル人材としてのフリーランスの確保が重要です。Webマーケティングのみならず様々な広告等を取り入れ、これまでのコンサルタントのみならず、あらゆる領域のフリーランスの集客を行いつつ、フリーランスの福利厚生面のサービス紹介など、ファンとなってもらう施策を継続的に実施します。

また、当社スタッフのキャリアカウンセリングの能力を高める事によって、転職支援も含めた多様性のあるキャリア支援を実施し、登録者と当社スタッフとの信頼関係を築きます。

③ 情報管理体制の強化

当社は、当社に登録のあるプロフェッショナル人材の方々の氏名、生年月日、性別、住所、経歴等の個人情報を取り扱っています。当社はその個人情報保護の重要性について認識した上で、情報管理体制を継続的に強化していく事が重要だと考えております。現在も個人情報保護法を遵守するとともに、「プライバシーマーク」認証の取得、個人情報保護規程に則ったルールの整備等、情報の保護及び適切な管理に努めておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行って参ります。

④ 認知度の向上

今後も高い成長性を維持していく為に、当社では費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んで参ります。

⑤ 新規事業の展開

「企業も人間も周りの支えがなければ存在しえない」という企業理念の実現の為、既存事業はもちろん、新規事業にも積極的な投資を行って参ります。直近では、Webサービスを軸に、事業領域を拡大させる事で、新規顧客の獲得とともに営業利益及び営業利益率の向上を図って参ります。

(6) 主要な事業内容

事業戦略・業務改革コンサルティング、ITコンサルティング、プロジェクトマネジメント支援、フリーコンサルタント・エンジニア派遣・人材紹介、新規事業開発・営業推進支援、海外進出・販路開拓支援

(7) 主要な営業所及び支店

本社 東京都港区赤坂2丁目9番11号

(8) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(注) ㈱ACPIについては、第1四半期会計期間において、その全株式を譲渡したため、重要な関連会社から除外いたしました。

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
470名	183名増

(10) 主要な借入先の状況 (2023年7月31日現在)

借入先	借入額
(株)商工組合中央金庫 (千円)	332,690
(株)りそな銀行 (千円)	122,213
(株)日本政策金融公庫 (千円)	90,000
(株)三井住友銀行 (千円)	57,860

(11) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式の状況

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,624,400株 |
| (3) 株主数 | 1,479名 |
| (4) 大株主（10名） | |

株 主 名	持株数	持株比率
林 博文	2,371,600株	51.28%
K S M株式会社	1,000,000株	21.62%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	264,800株	5.72%
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	165,900株	3.58%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	159,300株	3.44%
野村信託銀行株式会社（投信口）	76,600株	1.65%
MSIP CLIENT SECURITIES	57,300株	1.23%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	27,000株	0.58%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	25,100株	0.54%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	22,600株	0.48%

(注) 持株比率は、自己株式42株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2021年1月25日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額
払込を要しない。
- ② 新株予約権の行使価額
1個につき367円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - ・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、ならびに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ・新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2023年1月26日から2031年1月25日まで

⑤ 当社役員の保有状況

氏名	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1,125個	普通株式 11,250株	1名

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2023年7月31日現在）

氏名	地位・担当	重要な兼職の状況
林博文	代表取締役	KSM(株)代表取締役
内野権	取締役 管理本部長	該当事項はありません。
川端章夫	取締役（監査等委員）	(株)ドットインターナショナル代表取締役社長 一般社団法人日本電子デバイス産業協会監事
小山史夫	取締役（監査等委員）	(株)トード・エス・ポツシブレ・ジャパン相談役
下稲葉耕治	取締役（監査等委員）	(株)CFBジャパン取締役 日本郵政(株)「郵便局ネットワークバリューアップ 戦略検討委員会」委員 学校法人高野山学園理事 宗教法人高野山真言宗財務委員 (株)ウィルズ社外監査役

- (注) 1. 取締役川端章夫氏、小山史夫氏、下稲葉耕治氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員の小山史夫氏、下稲葉耕治氏は、それぞれ事業会社、金融機関における長年の経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役川端章夫氏、小山史夫氏、下稲葉耕治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員が経営における適法性、妥当性及び効率性について継続的・実効的な検証が出来るよう、内部統制システム監査及び往査等、日常的な監査業務を行うとともに、経営会議等の業務執行に関する重要な社内会議に出席し、監査等委員会全体としての高度な情報収集力や内部監査部門との円滑な連携を担保する為、川端章夫氏を常勤の監査等委員として選定しています。
5. 当社は、監査等委員全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査等委員、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにする為、当該被保険者が法令

違反の行為である事を認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 取締役の報酬

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の監査等委員を除く取締役の報酬総額は、2021年10月28日開催の定時株主総会において決議された年額200百万円の限度内として、決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は2名（うち、社外取締役は0名）です。

個別報酬は、取締役会にて定めた「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」のもと、月例の固定金銭報酬のみとし、業界水準等の一般統計情報等を総合的に勘案して、取締役の職責、各期の業績、貢献度、在任年数等に応じた支給額としております。

監査等委員である取締役の報酬総額は、2021年10月28日開催の定時株主総会において決議された年額36百万円の限度内として、常勤・非常勤による関与度等、当社の期待する役割・職務、当該監査等委員の有する専門性や知見を踏まえた上で、監査役協会から例年公表される監査等委員の報酬に関するデータも参考とし、監査等委員である取締役の協議により決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合している事や、監査等委員及び社外取締役からの意見が尊重されている事を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員報酬の内容

区 分	支給人数	支 給 額
取 締 役 (監査等委員を除く)	2人	73,155千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3人 (3)	4,800千円 (4,800)
合 計	5人	77,955千円

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役川端章夫氏は、株式会社ドットインターナショナル代表取締役社長、一般社団法人日本電子デバイス産業協会監事であります。なお、当該会社と当社との間に取引関係はありません。

社外取締役小山史夫氏は、株式会社トード・エス・ポッシブル・ジャパン相談役であります。なお、当該会社と当社との間に取引関係はありません。

社外取締役下稲葉耕治氏は、株式会社CFBジャパン取締役、日本郵政株式会社「郵便局ネットワークバリューアップ戦略検討委員会」委員、学校法人高野山学園理事、宗教法人高野山真言宗財務委員、株式会社ウィルズ社外監査役であります。なお、当該会社と当社との間に取引関係はありません。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	川 端 章 夫	当事業年度において、取締役会は18回、監査等委員会は13回開催され、全ての取締役会、監査等委員会に出席しています。取締役会と監査等委員会のいずれにおいても、事業会社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業経営に関する留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言を行っています。
取締役（監査等委員）	小 山 史 夫	当事業年度において、取締役会は18回、監査等委員会は13回開催され、全ての取締役会、監査等委員会に出席しています。取締役会と監査等委員会のいずれにおいても、コンサルティング会社での決算早期化等のガバナンス改革やグローバル戦略立案等に関わる豊富な経験と幅広い見識に基づき、税務上の留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言を行っています。

取締役（監査等委員）	下稲葉 耕 治	<p>当事業年度において、取締役会は18回、監査等委員会は13回開催され、全ての取締役会、監査等委員会に出席しています。</p> <p>取締役会と監査等委員会のいずれにおいても、IT業界や法務及び会計分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、税務上の留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言を行っています。</p>
------------	---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,850 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,850 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等について検証を実施した上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する事などにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じる事が合理的に予想される時は、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任致します。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断した時、又は会計監査人を交代する事により当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断した時は、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出致します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するための方針として、内部統制システム基本方針を定めております。

取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a.当社は、取締役及び使用人が法令、定款及び当社の企業理念を遵守することを企業経営に

おける最優先事項と位置づけ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底しております。

- b.取締役会は、取締役会規程に基づき、これを定期的に開催し、経営の基本方針等を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督しております。
- c.取締役会は、取締役会規程、職務権限規程及びその他の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び使用人は法令、定款及び当社規程に従い、業務を執行しております。
- d.監査等委員会は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。
- e.内部監査室は、内部監査規程に基づき、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役に報告しております。
- f.コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範として「リスク・コンプライアンス規程」を定め周知徹底を図るとともに、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持、意識の向上に努めております。
- g.法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、内部通報制度を整備しております。また、当該制度に基づき報告した者が不利益な取扱いを受けないこと等について「内部通報規程」にて明文化し、適正に対応することとしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社においては、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書(電磁的記録を含む。)として記録し、「文書管理規程」等の社内規程に基づき保存及び管理する体制としております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するように努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる体制としております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、原則として毎月1回開催の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を行い、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。

また、取締役会の意思決定に基づく業務執行については、社内規程において職務分掌及び責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する体制としております。

⑤当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には現在子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はありません。なお、当社に親会社又は子会社が存することとなったときは、当該親会社又は子会社の機関構成、組織体制等を考慮して、当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の構築を行います。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くこととしております。

なお、当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保することとしております。

⑦取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、当社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査等委員会に報告しなければならないこととしております。

また、監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止することとしております。

⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員は、代表取締役及び会計監査人と定期的な会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換することとしております。
- b. 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査等委員は取締役会の他、重要な会議に出席でき、また、監査等委員会から要求のあった文書等は、随時提供することとしております。
- c. 監査等委員が、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

⑨財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備しております。

⑩反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- a. 当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)との関係を一切遮断しております。
- b. 当社は、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行っております。
 - ・反社会的勢力対応部署の設置
 - ・外部専門機関との連携体制の確立
 - ・「反社会的勢力等排除規程」等の社内規程の制定
 - ・暴力団排除条項の導入
 - ・公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに賛助会員として加入
 - ・公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入
 - ・その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システム基本方針に基づき、適切な運営を行っております。

この実効性は、定期的に内部監査室が評価し、結果を代表取締役に報告し、会計監査人、監査等委員会及び内部監査室による三様監査を定期的に開催し、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを図っております。

貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 6,214,272】	【流動負債】	【 2,469,001】
現金及び預金	4,026,429	買掛金	1,455,904
売掛金	2,026,603	短期借入金	200,000
仕掛品	1,080	1年内返済予定の長期借入金	119,418
前渡金	52,018	未払金	248,584
前払費用	93,455	未払費用	27,207
その他	16,309	未払法人税等	166,251
貸倒引当金	△1,625	前受金	7,304
【固定資産】	【 406,016】	預り金	76,960
(有形固定資産)	(63,889)	その他	167,371
建物	49,262	【固定負債】	【 283,345】
工具、器具及び備品	50,648	長期借入金	283,345
その他	2,473	負債の部計	2,752,346
減価償却累計額	△38,493	純資産の部	
(投資その他の資産)	(342,126)	【株主資本】	【 3,869,883】
投資有価証券	230,764	[資本金]	[50,000]
出資金	1,510	[資本剰余金]	[1,941,016]
長期前払費用	1,611	資本準備金	4,508
繰延税金資産	24,768	その他資本剰余金	1,936,508
敷金及び保証金	82,472	[利益剰余金]	[1,879,046]
その他	1,000	(その他利益剰余金)	(1,879,046)
		繰越利益剰余金	1,879,046
		[自己株式]	[△179]
		【評価・換算差額等】	【 △2,151】
		その他有価証券評価差額金	△2,151
		【新株予約権】	【 210】
		純資産の部計	3,867,942
資産の部計	6,620,288	負債・純資産の部計	6,620,288

損益計算書

(2022年8月1日から2023年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売上高		17,823,203
【売上原価】		
売上原価		13,749,523
売上総利益		4,073,680
【販売費及び一般管理費】		
営業利益		2,968,105
【営業外収益】		
受取利息	25	
受取配当金	3,995	
助成金収入	684	
投資事業組合運用益	559	
その他の	820	6,085
【営業外費用】		
支払利息	2,504	
訴訟関連費用	1,700	
その他の	145	4,350
経常利益		1,107,309
【特別損失】		
関係会社株式売却損	1,583	1,583
税引前当期純利益		1,105,726
法人税、住民税及び事業税	308,213	
法人税等調整額	3,002	311,216
当期純利益		794,510

株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から2023年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,016,000	966,000	—	966,000	1,084,535	1,084,535	—	3,066,535
当期変動額								
新株の発行	4,508	4,508		4,508				9,016
資本金から剰余金への振替	△970,508		970,508	970,508				—
準備金から剰余金への振替		△966,000	966,000					—
当期純利益					794,510	794,510		794,510
自己株式の取得							△179	△179
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	△966,000	△961,491	1,936,508	975,016	794,510	794,510	△179	803,347
当期末残高	50,000	4,508	1,936,508	1,941,016	1,879,046	1,879,046	△179	3,869,883

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	－	－	272	3,066,807
当期変動額				
新株の発行				9,016
資本金から剰余金へ の振替				－
準備金から剰余金へ の振替				－
当期純利益				794,510
自己株式の取得				△179
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△2,151	△2,151	△62	△2,213
当期変動額合計	△2,151	△2,151	△62	801,134
当期末残高	△2,151	△2,151	210	3,867,942

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年
工具、器具及び備品	3～15年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 役務提供

顧客との準委任契約や派遣契約に基づき、コンサルティング等のサービス提供を行っております。顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると判断し、一定の期間にわたり、各月において充足した履行義務に対応する収益を認識しております。

② 受注制作のソフトウェア開発

顧客との請負契約に基づき、ソフトウェアの受注制作を行っております。一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	550,000千円
借入実行残高	200,000 //
差引額	350,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,600,000	24,400	-	4,624,400

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加24,400株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	42	—	42

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加42株であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	普通株式	31,000	—	7,750	23,250	186
ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	普通株式	3,000	—	—	3,000	24
合計		34,000	—	7,750	26,250	210

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	23,630千円
関係会社出資金評価損	11,037 //
その他	2,806 //

繰延税金資産小計 37,474千円

評価性引当額 △12,706 //

繰延税金資産合計 24,768千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針であります。

資金調達については、必要な資金は金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、外貨建て預金を保有しているため、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券、関係会社株式は発行会社の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は賃貸借契約に伴う敷金であり、取引先企業の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払費用、預り金はすべてが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券、関係会社株式は、定期的に出資先企業の財務状況等を把握し、出資先企業との関係を勘案して保有状況の見直しを継続的に行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(返済期日に返済できなくなるリスク)の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年7月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	96,689	96,689	－
資産計	96,689	96,689	－
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	402,763	399,465	△3,297
負債計	402,763	399,465	△3,297

(*1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。敷金及び保証金については金額的重要性の観点から記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	124,467
出資金	1,510

(*3) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。当該出資の貸借対照表計上額は9,608千円であります。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,026,429	－	－	－
売掛金	2,026,603	－	－	－
合計	6,053,033	－	－	－

(注2) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	－	－	－	－	－
長期借入金 (1年内返済予定を 含む。)	119,418	110,581	88,992	54,576	24,158	5,038
合計	319,418	110,581	88,992	54,576	24,158	5,038

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	96,689	—	—	96,689
資産計	96,689	—	—	96,689

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	399,465	—	399,465
負債計	—	399,465	—	399,465

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。当該上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

一時点で移転される財又はサービス	122,185千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	17,701,018千円
顧客との契約から生じる収益	17,823,203千円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	17,823,203千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,609,789千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,026,603千円
契約負債 (期首残高)	6,650千円
契約負債 (期末残高)	7,304千円

(注) 契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った前受金に関連するものであります。当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、2,250千円であります。また、当事業年度において、契約負債が654千円増加した主な要因は、転職支援サービスにかかる顧客からの前受金が増加したことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額
836円38銭
2. 1株当たりの当期純利益
172円25銭

(重要な後発事象)

(株式の取得による企業結合)

当社は、2023年9月14日開催の取締役会において、ディクスホールディングス株式会社の株式（持分比率 58.3%）を取得し、子会社化することを決議致しました。

本株式取得が予定通り実行された場合、対象会社及び対象会社の子会社である日本ディクス株式会社、株式会社 i T パートナース、株式会社エヌステージ、株式会社ヴィータは、2024年7月期第1四半期より当社の連結子会社となる予定です。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称：ディクスホールディングス株式会社（以下、ディクスHDといたします。）

事業の内容：システム開発、ネットワーク構築、インフラ導入、IT人材サービス、人材育成、アパレル販売

(2) 企業結合を行った主な理由

日本ディクス株式会社（先月設立25周年）を母体とし4社の連結子会社を持つディクスHDは、2023年7月末時点において約500人の社員を有し、大手IT・通信キャリア企業から官公庁にいたるまで幅広いお客様に対し、システム開発、ネットワーク構築やインフラ導入、IT人材サービス、人材育成等の事業展開を行っている企業であります。

当社は、「in the loop / 成長のループ」の実現を目指し、本質的視点での伴走を通じて、さまざまな経営課題の解決や企業変革を支援するとともに、自社の事業運営ノウハウを提供価値に還元する、事業創造型コンサルティングファームであります。2023年7月末時点において、3万3千人を超えるコンサルティング及びテクノロジーソリューションに強みを持つフリーランスを抱え、事業展開を行っておりますが、同時に社員数の増加により、これらのフリーランスとの共同稼働となるハイブリッド体制構築を実現することで、案件拡大や稼働率向上に向けた活動を進めております。

今般、ディクスHDとの共同経営を実現することで、6社グループの相互送客に加え、アップストリームからダウンストリームにおける戦略的なケイパビリティを形成することで、付加価値の高い事業運営基盤が構築されると見込んでおります。今回の株式取得のみならず引き続き継続的なM&A活動を推進することで、人と企業の成長が循環する社会を実現すると同時に中期成長戦略の目標でもある売上高1,000億円をいち早く実現できるよう邁進してまいります。

(3) 株式取得の相手会社の名称

ディクスホールディングス株式会社

- (4) 企業結合日
2023年9月29日
 - (5) 企業結合の法的形式
株式取得
 - (6) 結合後企業の名称
名称に変更はありません。
 - (7) 取得した議決権比率
取得前の所有株式数： 0株、議決権比率： 0.0%
取得後の所有株式数： 8,752株、議決権比率： 58.3%
 - (8) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。
-
- 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得原価及び対価 - 現金及び預金（概算額） - 893百万円
内訳
ディクスホールディングス株式会社の普通株式 873百万円
アドバイザー費用等（概算額） 20百万円
-
- 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額
現時点では確定しておりません。
-
- 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年9月20日

INT LOOP 株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 篠田 友彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、INT LOOP 株式会社の 2022 年 8 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの第 19 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月27日

INTLOOP株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員（社外取締役）川 端 章 夫 ㊟
監査等委員（社外取締役）小 山 史 夫 ㊟
監査等委員（社外取締役）下 稻 葉 耕 治 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom I



交通ご案内

- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」西改札直結
- 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」5番出口より徒歩6分
- 東京メトロ南北線・銀座線「溜池山王駅」13番出口より徒歩8分
- 東京メトロ日比谷線「神谷町駅」4b出口より徒歩10分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。